

## 質 問 回 答

2023年2月27日

「マラウイ国みんなの学校(住民参加型教育開発)プロジェクト」

(公示日:2023年2月8日/22a00889)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.2 3. 競争に付する事項 (4) 契約履行期間(予定)	冒頭1行目に「以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定」、また下から3行目には「上記の契約履行期間を分割する想定はありません」という記載がありますが、第1期・第2期の2つの期間に分けるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、第1期・第2期の2つの期間に分けることを想定しております。競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割について提案することを認めます。
2	p.13-14 第6条 実施方針及び留意事項 (5) プロジェクトのモデルについて  (6) プロジェクト研究でのモデルの活用について	「 <u>コミュニティ参加プロ研を通じて試行したみんなの学校アプローチの経験を最大限に活用することを想定している。</u> 」「 <u>コミュニティ協働型学校運営を基盤とした学習改善モデルを最大限に活用し、本事業による学力改善活動を可及的速やかに開始する計画である。</u> 」とのことですが、どのような経験が活用され、最終的にどのような形でモデル化されたかについて、同プロ研業務完了報告書内には詳細な記載がないため、貴機構が本件業務で適用すべきと考えられているモデル(コミュニティ協働型学校運営モデルと、コミュニティ協働型学校運営をもとにした読み書き・計算向上モデル)についての情報をもう少し共有していただくことは可能でしょうか。	先行プロジェクト研究の経験・教訓を最大限活用しますが、本プロジェクトで導入するモデルに関して、プロジェクト開始後に現地調査等を通じて開発することとなります。先行プロジェクト研究時には、調査研究期間や邦人専門家の渡航時期等を鑑み、PTAを介入組織とし、各種研修も短縮化しましたが、本プロジェクトでは、パイロット時と異なりSMCの改変を中心として学校運営の活性化を目指します。そのため、開発するモデルに関しては、上記プロジェクト研究時の経験(試行モデル及び試行結果)及び同国の規定、現状調査等を踏まえ、教育省と十分に協議の上、検討することとなります。 同プロジェクト研究で試行したモデル及び試行結

		特に、同プロ研にて実施マラウイでのモデル試行時に作成・使用された研修ガイドやマニュアルなどの資料、補習で使用された教材を共有いただくと助かります。(プロ研では完了報告書に教材・教具が添付されることになっていたようですが、公開されている報告書では添付を見つけることができませんでした。)	果に関しては、プロジェクト完了報告書の別添資料 5-2:マラウイ試行報告②実施報告を参照ください。また、同パイロット時の研修内容については、別添資料 5-1:マラウイ試行報告①準備調査附属 1. 及び別添 5-3 マラウイ試行報告③経験共有ワークショップ資料を参照ください。 なお、先行プロジェクト研究における公開可能な改訂版算数ドリルや研修マニュアル等に関しては、同業務完了報告書に添付しているものがすべてとなります。
3	p.14 (7) プロジェクトの対象地域について	初年度はカスング教育行政県を対象とするとのことですが、対象県の中で同県を初年度の対象とされた理由があれば教えてください。	首都リロングウェからの距離的な優位性及び中央行政官によるモニタリングの効率性、全国普及を見据えた汎用性のあるモデル開発のため文化圏(言語)の異なる県を対象とするためです。
4	p.14 (9) 学校運営委員会ガイドラインについて	現在、教育省が策定中の新しい SMC ガイドラインについて、最終化やバリデーションまでの想定スケジュールについて先方政府と協議されていますか。そうであれば詳細を教えてくださいいただけますか。また、同ガイドラインのドラフトをお持ちでしたら共有いただけますか。	2022年6月の詳細計画策定調査時点で、最終調整中である旨説明がありました。最終化までのスケジュールについては未確認です。なお、プロジェクト開始前・実施中に同ガイドラインが最終化された場合でも、本プロジェクトの教訓・経験等を踏まえ、同ガイドラインを改訂する旨、教育省と合意しております。同ガイドラインについては、最終化前(未公表)の段階であるため共有は不可となります。
5	p.15 (9) 学校運営委員会ガイドラインについて	新しい SMC ガイドラインには、コミュニティ参加プロ研を通じて同国で試行されたパイロット活動の教訓が含まれているとのことですが、具体的にどのような教訓がどのように反映さ	新しい SMC ガイドラインは、現在策定中であるため、具体的にガイドラインの最終版にどのように反映されるのかは現時点で未定です。

		れているのでしょうか。同プロ研報告書内に該当する記載がないため、教えていただけると幸いです。	
6	p.19-22 第7条 業務の内容 【成果1に係る業務】	成果1を測る指標として、討議議事録には「パイロット県の学校のうちX%がSIPに計画された非SIG(non-SIG)活動を実施する」というものが設定されていると理解いたしました。まず、非SIG活動というのは、教育省が各学校に配賦する学校補助金(SIG)を原資としない活動という理解で合っているのでしょうか？また、SIPに計画された活動のうち、SIGを原資とした活動の実施については本案件の成果としてみなされないという理解で合っているのでしょうか。その場合、学力向上や留年・中退防止のための取組は保護者やコミュニティによる資金提供を前提に実施するということになりますか。学校補助金を用いず、保護者やコミュニティからの資金動員を前提とする理由(あるいは根拠となる政策)は何でしょうか。本件に関し、先方政府と議論されているようでしたら、詳細をご教示いただけますでしょうか。	ご理解のとおり、学校補助金(SIG)を原資としない活動を指します。成果1は、コミュニティ協働型学校運営モデルの開発・活用を測る指標で、学校運営へのコミュニティの巻き込みを測ります。そのため、学校補助金を活用した活動を含める場合、本案件以外の介入要素による効果が大きいと判断し、指標として適切ではないと先方政府と協議、合意いたしました。なお、各学校における学力向上や留年・中退防止のための取組に関しては、各学校において、リソース含め実施方法は住民集会を通じて学校活動計画内で決定されることとなります。
7	p. 20 第7条 業務の内容 【成果1に係る業務】 (3)実施手順と研修マニュアルの策定(活動1-3、活動1-5、活動1-9)など	一連のSMCやSIP立案などの研修内容として「SMC連合構築のための活動」が想定されています。詳細計画策定時などに連合の設置に関し先方政府と詳細を協議されていれば、先方の連合に対する理解や意向について教えていただけますか。例えば、連合設置の主な目的は	詳細計画策定調査時に、調査団より先方政府に対してJICAが他国で実施する「みんなの学校プロジェクト」で導入しているSMC連合の目的について説明し、連合設置の主な目的はSMC同士のネットワーク構築およびSMCのモニタリングとすることを確認しております。また、SMC連合は

		SMC 同士のネットワーク構築および SMC のモニタリングということで合意が得られているのでしょうか。また、同連合はどのレベルでの設置が想定されているのでしょうか。	複数の SMC の集合体を指しますが、一 SMC 連合の SMC の数に関してはプロジェクト開始後に現地の状況等を鑑み、先方政府と協議の上、決定することとなります。
8	p.21 第 7 条 業務の内容 【成果 1 に係る業務】 (6) SMC のネットワーク構築を含む SMC のモニタリングに関する研修の実施(活動 1-10、活動 1-11)	「SMC のネットワーク構築を担当する執行部」というのは、SMC 中のネットワーク担当者という理解でよろしいでしょうか。あるいは既存の組織でしょうか。その場合、具体的にどの省庁や行政レベルに属する組織なのかご教示ください。	ご理解のとおり、SMC の担当者を指します。
9	p.22-23 第 7 条 業務の内容 【成果 2 に係る業務】コミュニティ協働型学校運営をもとにした読み書き・計算力向上に係る活動	読み書き・計算力向上モデルを試行・導入する学校数は各県何校を想定されていますか。	プロジェクト協力期間及びプロジェクト予算内で可能な限り、成果 1 のコミュニティ協働型学校運営が普及されたパイロット地域の学校への普及を目指すこととしております。普及計画に関しては、プロジェクトの進捗やリソースを踏まえ、先方政府との協議の上、決定することとなります。ご参考までに、詳細計画策定調査時に確認した各パイロット県の学校総数を以下に示します。 ・カスング:379 校 ・南ムジンバ:314 校 ・リロングウェ東郊外:227 校 ・リロングウェ西郊外:259 校 ・リロングウェ都市部:57 校
10	p.23-24 第 7 条 業務の内容 【成果 3 に係る業務】コミュニティ	中退・留年削減モデルに基づく活動を実施するパイロット校の数は、各県何校を想定されていますか。	パイロット対象県のうち、成果 1 のコミュニティ協働型学校運営モデルが普及された地域の中から対象地域を選定することを想定しております。

	協働型学校運営をもとにした中退・留年削減に係る活動		その際の選定条件として、モデルの将来的な全国普及を見据えた、典型的な教育現場を持つ学校を想定しております。また、パイロット実施にあたっては、モデルの介入効果を想定する上で十分とされる対象校数及び対象地域、活動内容についてプロポーザルにて提案ください。
11	p. 26-27 第 8 条報告書等	「先方実施機関との協議、国内会議等に必要なる部数は別途用意すること」とありますが、これは業務計画書、ワークプラン、モニタリングシート、業務部分完了報告書、業務完了報告書それぞれ何部ずつを想定されていますでしょうか？これらは業務完了報告書を含めて全て簡易製本の形で、印刷にかかる経費は全て報告書作成費として、本見積に含めるという理解でよろしいでしょうか？	ペーパーレス化の観点より、基本的に先方実施機関との協議及び国内会議等は、電子データによる資料の共有を想定しておりますが、場合によっては印刷物が求められる場合もありますところ、こうした記載としております。JICA へ提出する報告書等に関しては、プロジェクト業務完了報告書については製本、その他の報告書等は簡易製本としておりますが、会議等で別途準備が必要となる資料については簡易製本に限りません。JICA に提出する報告書作成に係る経費は報告書作成費に含めていただけますようお願いいたします。 なお、JICA に提出する報告書に関して、プロジェクト業務完了報告書のみ製本することとし、業務完了報告書以外に関しては電子データによる提出と修正させていただきます。
12	p.26 第 8 条報告書等 モニタリングシート Vol.4 (第一期)	モニタリングシート No.4 とプロジェクト業務部分完了報告書の作成・提出時期がほぼ同時期(2025年2~3月)になりますが、業務完了報告書と同時期に作成することになるモニタリングシート No.10 が割愛されている第二期とは異なる	ご理解のとおりです。

		り、第一期はモニタリングシート No.4 もプロジェクト業務部分完了報告書と併せて作成するという理解で合っているでしょうか？	
13	p.28 第8条 報告書等 (2)技術協力成果品等	コンサルタントが直接作成する資料として「学習教材」を含む資料を提出することになっています。本案件ではコンサルタントが学習教材そのものを一から開発するものではないと理解しておりますが、正しいでしょうか。	本プロジェクトで導入する学力改善モデル次第となります。プロジェクト開始後、先方政府との協議を通じて、補習活動等で活用する学習教材をプロジェクトで開発し、学力改善を図ることも排除しておりません。
14	p.37 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上	「3.各種研修 WS(フォーラムも含む)」の 6,000 万円のうち、業務内容(研修・フォーラム)ごとの内訳を教えてくださいませんか？	「3. 各種研修 WS(フォーラムも含む)」に関しては、8,000 万円を想定しており、大まかですが、以下の内訳を想定しております。 成果 1 関連の活動:約 4,500 万円 成果 2 関連の活動:約 2,000 万円 成果 3 関連の活動:約 1,000 万円 成果 4 関連の活動:約 500 万円 上記はあくまで現時点での想定であり、内訳の詳細に関しては妥当な金額を計画ください。 定額計上の経費に関しては、定額のまま計上して契約するかプロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。
15	p.38 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上	定額計上の「4.研修・セミナー等開催費」には以下の内容は含まないという理解でよろしいでしょうか？ ・中央行政官による研修モニタリング経費(成果 1、2 および 3)	ご理解の通りです。

		・中央・郡行政官による学校レベルにおける活動モニタリング経費(成果 2 および 3)	
16	p.38 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4) 定額計上について 4. 研修・セミナー等開催費	【成果 1 に係る業務】の(8)の後半に記載されている「学習成果改善活動の実施に係る研修の実施」は、第 7 条業務の内容の【成果 2 にかかる業務】の(4)という理解で合っているでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	p. 38 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4) 定額計上について 4. 研修・セミナー等開催費	第7条 業務の内容【成果 1に係る業務】の(7) 県教育フォーラムが含まれていませんが、こちらにかかる経費は現時点では本見積にも含めず、プロジェクト開始後に開催頻度や日数、参加者を決定後、変更契約にて追加計上させていただけるという理解でよろしいでしょうか？	プロジェクト開始後に先方政府と協議の上、県フォーラムの実施方法(頻度、日数、参加者等)について検討ください。先方政府との協議を踏まえ、追加予算の必要性及び金額の妥当性について発注者にご相談ください。
18	p. 38 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4) 定額計上について 4. 研修・セミナー等開催費	第7条 業務の内容【成果 3に係る業務】の(3) 男子児童・女子自動の中退防止・留年削減に資する優良実践の特定、評価、および(4) 経験共有ワークショップの実施にかかる経費は、定額計上に含まれていないため、本見積に含めるという理解でよろしいでしょうか。	定額計上に含まれますので、記載について修正いたします。 実施に当たっての各種研修やモニタリング支援の活動内容はプロポーザルにて提案ください。
19	p.38 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4) 定額計上について 4. 研修・セミナー等開催費	第7条 業務の内容【成果 4に係る業務】 (2)学習成果の改善モデルの承認ワークショップの開催にかかる経費は、定額計上に含まれていないため、本見積に含めるという理解でよろしいでしょうか。	定額計上に含まれますので、記載について修正いたします。

以上